

告 示

埼玉県告示第四百十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、草加市から草加市の区域内において行われた東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設（第二工場）整備事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

草加市環境課

草加市廃棄物資源課

越谷市環境政策課

八潮市環境リサイクル課

三郷市クリーンライフ課

吉川市環境課

二 縦覧の期間

令和元年九月三日（火）から令和元年十月三日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）